

石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業の概要

事業目的

要支援者等が、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

利用できる人

次のすべてに当てはまる方となります。

- ・ 市内に住所を有する在宅の被保険者。
- ・ 要介護認定で要支援に認定された方、又は、基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方（事業対象者）。
- ・ 日常生活の支援を必要とする方。（地域包括支援センター等が作成する介護予防ケアプランに組み込まれた方）

サービス内容

次の表のうち、介護予防ケアプランにおいて支援が必要とされた内容が利用できます。

ただし、7番と8番については、利用できない場合があります。

※ 本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えるものは対象外となります。

例としては、入浴、排せつ介助、身体介助等の身体介護、ペットの世話、洗車、本人以外の家族のための家事、草むしり、庭木の手入れ等です。

番号	項目	内容
1	サービス準備等	(1) 健康チェック（安否確認、顔色等のチェック） (2) 環境整備（換気、室温・日当たりの調整等） (3) 相談援助、情報収集・提供 (4) サービスの提供後の記録等
2	掃除	(1) 居室内、トイレ、卓上等の清掃 (2) ゴミ出し・まとめ (3) 準備・後片づけ
3	洗濯	(1) 洗濯機又は手洗いによる洗濯 (2) 洗濯物の乾燥（物干し） (3) 洗濯物の取り入れ及び収納 (4) アイロンがけ
4	ベッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
5	衣類の整理・被服の補修	(1) 衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等） (2) 被服の簡単な補修（ボタン付け、破れの補修等）
6	配下膳	配膳、後片づけ
7	調理	一般的な調理
8	買物・薬の受け取り	(1) 日常品の買物 (2) 薬の受け取り

サービス利用回数及び提供時間

訪問介護相当サービス（ホームヘルプ）の利用と合わせて、介護予防ケアプランにより週2回まで利用できます。（次の表を参照ください。）

1回の訪問につき1時間を限度とします。

訪問介護相当サービス （ホームヘルプ）利用状況	週2回利用中 又は利用予定	週1回利用中 又は利用予定	利用なし
この事業のサービス利用回数	利用できません	週1回まで （1回は、30分又は1時間）	週2回まで （1回は、30分又は1時間）

利用者負担

30分当たり100円及びこの事業のサービスを受ける際に生じる実費となります。

実施団体

法人格を有する公共的団体で、市が委託契約を結んだ団体が実施します。

実施団体への委託料

30分当たり800円となります。

従事者の資格要件

市が指定する研修を受講する必要があります。

ただし、介護職員初任者研修をはじめ、訪問介護員に関する資格を既に取得している者は、当該研修の受講を免除します。

（認知症の理解、訪問マナー等、軽度生活援助のための基本的事項に関する研修）

実施団体が遵守すべき規準

事故発生時の対応、従事者又は従事者であった者の利用者の秘密の保持、従事者の清潔保持及び健康状態の管理について、必要な措置を講じなければなりません。